

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年1月25日提出
【計算期間】	第28特定期間(自 2020年4月28日至 2020年10月26日)
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ バランスインカム・グローバル（毎月決算型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回 年４回 年６回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年１２回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)))	日々 その他 ()				その他 ()	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型
資産複合 ()						その他 ()

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源

泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
	決算頻度	
	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

わが国を除く世界主要国の公社債および株式を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、中長期的に安定した収益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1

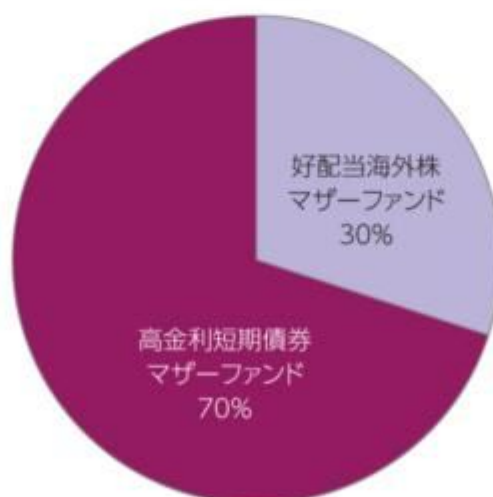
主として、高金利短期債券マザーファンドおよび好配当海外株マザーファンドへの投資を通して、わが国を除く世界主要国の公社債および株式に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

特色2

各マザーファンドへの資産配分は、純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

高金利短期債券マザーファンド……………70%
好配当海外株マザーファンド……………30%

<基本投資割合>



- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 時価変動等に伴う基本投資割合からの乖離については、1ヵ月に1回程度リバランスを行い、これを修正します。なお、各マザーファンドへの資産配分が基本投資割合から一定の範囲(それぞれ±5%程度)を超えた場合には、上記にかかわらず速やかに修正を行います。
- 外国債券と外国株式の組み合わせにより、分散投資を図ります。

<各マザーファンドの概要>

	高金利短期債券マザーファンド	好配当海外株マザーファンド
主要投資対象	わが国を除く世界主要国の公社債	わが国を除く世界主要国の株式
運用目標	わが国を除く世界主要国のうち、信用力が強く、かつ、相対的に利回りが高い国の債券に投資することにより、利子収益の獲得をめざします。	わが国を除く世界主要国の株式等の中から、配当利回りが高い銘柄および配当成長性が高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資態度	①投資対象国は、FTSE世界国債インデックス1-3年(除く日本)採用国の中から、利回り上位の複数国とし、流動性等を勘案した上で、利回り水準が上位の国に資産を重点的に配分します。 ②投資対象とする債券の残存期間は3年以下を基本とします。 ③投資対象とする債券の種類は、各国の国債、政府保証債のほか、オーストラリアの州政府債および各国通貨建ての国際機関債とします。	①投資にあたっては、世界を北米、欧州およびアジア・オセアニアの3地域に分け、地域毎の配当利回りの水準、配当成長性の水準および流動性等を勘案し、投資配分を決定します。 ②銘柄選定にあたっては、地域毎に配当利回りが高い銘柄および配当成長性が高いと判断される銘柄の中から流動性等を勘案して調査対象銘柄を決定し、減配リスク等をチェックし、組入銘柄を選定します。 ③各地域内における個別銘柄投資は、ファンド設定時、リバランス時には等金額投資を基本とし、分散投資を行います。
外貨建て資産への投資	投資割合に制限を設けません。	投資割合に制限を設けません。

FTSE世界国債インデックス1-3年(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債(残存期間1-3年)の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

<各マザーファンドの運用プロセス>

● 高金利短期債券マザーファンド

FTSE世界国債インデックス1-3年(除く日本)採用国

①投資対象候補国の決定

国債の信用力、債券市場や外国為替市場の規模等を勘案して決定

②国別資産配分の決定

各国の利回り上位複数国を投資対象国とし、利回り水準等を考慮して国別の資産配分比率を決定

③ポートフォリオ構築

流動性等を勘案した上で、利回り水準が上位の国に資産を重点的に配分
投資対象とする債券の残存期間は3年以下を基本

● 好配当海外株マザーファンド

定量・定性のスクリーニングを通じて、組入銘柄を選定します。

①『高配当ユニバース』の決定

地域毎に配当利回りが高い銘柄を、定量データを元に抽出します。

②『好配当ユニバース』の決定

デフォルトリスクが懸念される銘柄の除外等、定性的判断を加えてスクリーニングしたものを好配当ユニバースとします。

③ファンダメンタルズ分析

スクリーニングの結果抽出された組入候補銘柄に対し、個別企業の減配リスクや配当成長性に関する調査を実施します。

④ポートフォリオ構築

地域毎の資産配分戦略やポートフォリオ全体の利回り水準を加味し、最終の銘柄選定やウエイト判断を実施します。

❗ 上記の各運用プロセスは銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。なお、今後、変更される場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

特色 3

毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を実施し、分配を行います。

- 分配金額は、原則として組入債券・株式等から生じる利子・配当収益(インカムゲイン)を中心に、組入株式等の売買益等(キャピタルゲイン)についても、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



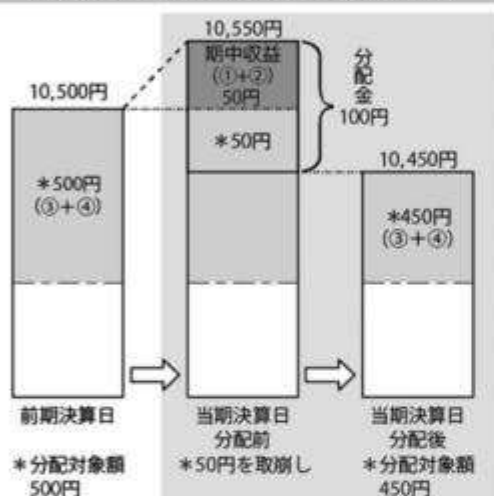
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

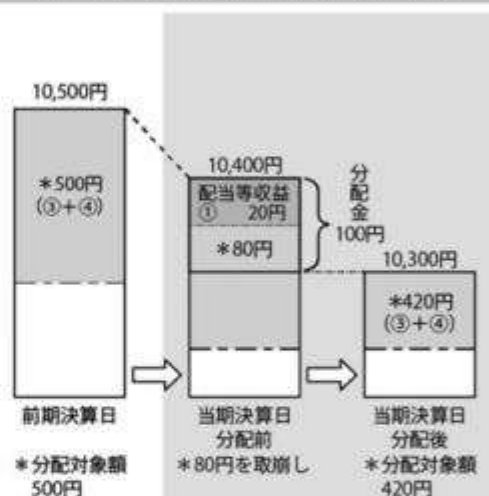
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



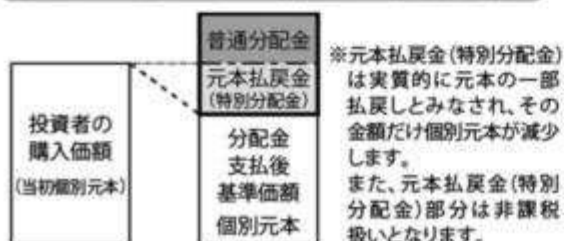
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

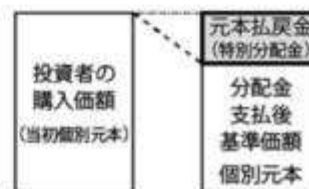
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

運用は主に高金利短期債券マザーファンドおよび好配当海外株マザーファンドへの投資を通じて、わが国を除く世界主要国の公社債および株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

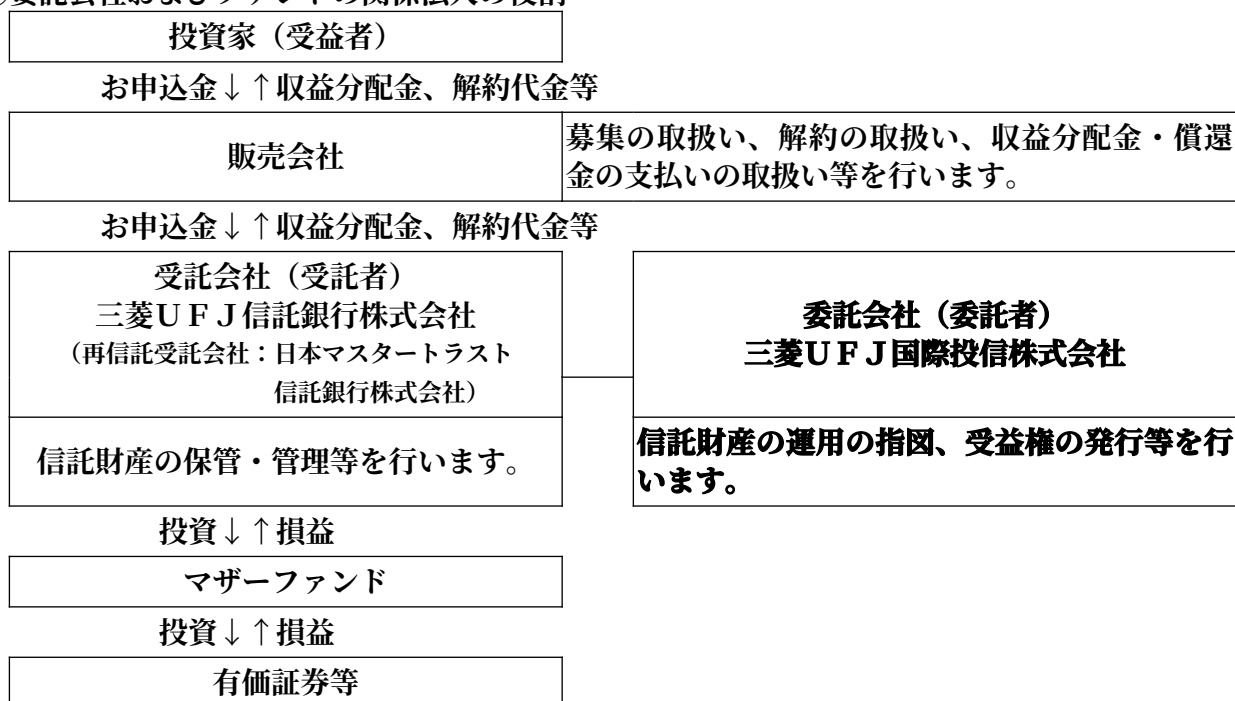
(2) 【ファンドの沿革】

2006年11月22日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2020年10月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

高金利短期債券マザーファンド受益証券および好配当海外株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国を除く世界主要国の公社債および株式に直接投資することがあります。

主として、高金利短期債券マザーファンド受益証券および好配当海外株マザーファンド受益証券への投資を通して、わが国を除く世界主要国の公社債および株式に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

各マザーファンド受益証券への資産配分は、純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

高金利短期債券マザーファンド受益証券・・・70%

好配当海外株マザーファンド受益証券・・・・・・30%

時価変動等に伴う基本投資割合からのカイ離については、1ヵ月に1回程度リバランスを行い、これを修正します。なお、各マザーファンド受益証券への資産配分が基本投資割合から一定の範囲（それぞれ±5%程度）を超えた場合には、上記にかかわらず速やかに修正を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする高金利短期債券マザーファンドおよび好配当海外株マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

高金利短期債券マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

わが国を除く世界主要国のうち、信用力が高く、かつ、相対的に利回りが高い国の債券に投資することにより、利子収益の獲得を目指します。

投資対象国は、F T S E世界国債インデックス1－3年（除く日本）採用国の中から、利回り上位の複数国とし、流動性等を勘案した上で、利回り水準が上位の国に資産を重点的に配分します。

投資対象とする債券の残存期間は3年以下を基本とします。

投資対象とする債券の種類は、各国の国債、政府保証債のほか、オーストラリアの州政府債および各国通貨建ての国際機関債とします。

投資対象国の見直しは原則として年1回行います。ただし、委託会社が必要と認めた場合には随時見直しを行う場合があります。

公社債の組入比率は高位を基本とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

④有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑤スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑥外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

好配当海外株マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

わが国を除く世界主要国の株式等の中から、配当利回りが高い銘柄および配当成長性が高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

投資にあたっては、世界を北米、欧州およびアジア・オセアニアの3地域に分け、地域毎の配当利回りの水準、配当成長性の水準および流動性等を勘案し、投資配分を決定します。

銘柄選定にあたっては、地域毎に配当利回りが高い銘柄および配当成長性が高いと判断される銘柄の中から流動性等を勘案して調査対象銘柄を決定し、減配リスク等をチェックし、組入銘柄を選定します。

株式の組入比率は高位を基本とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

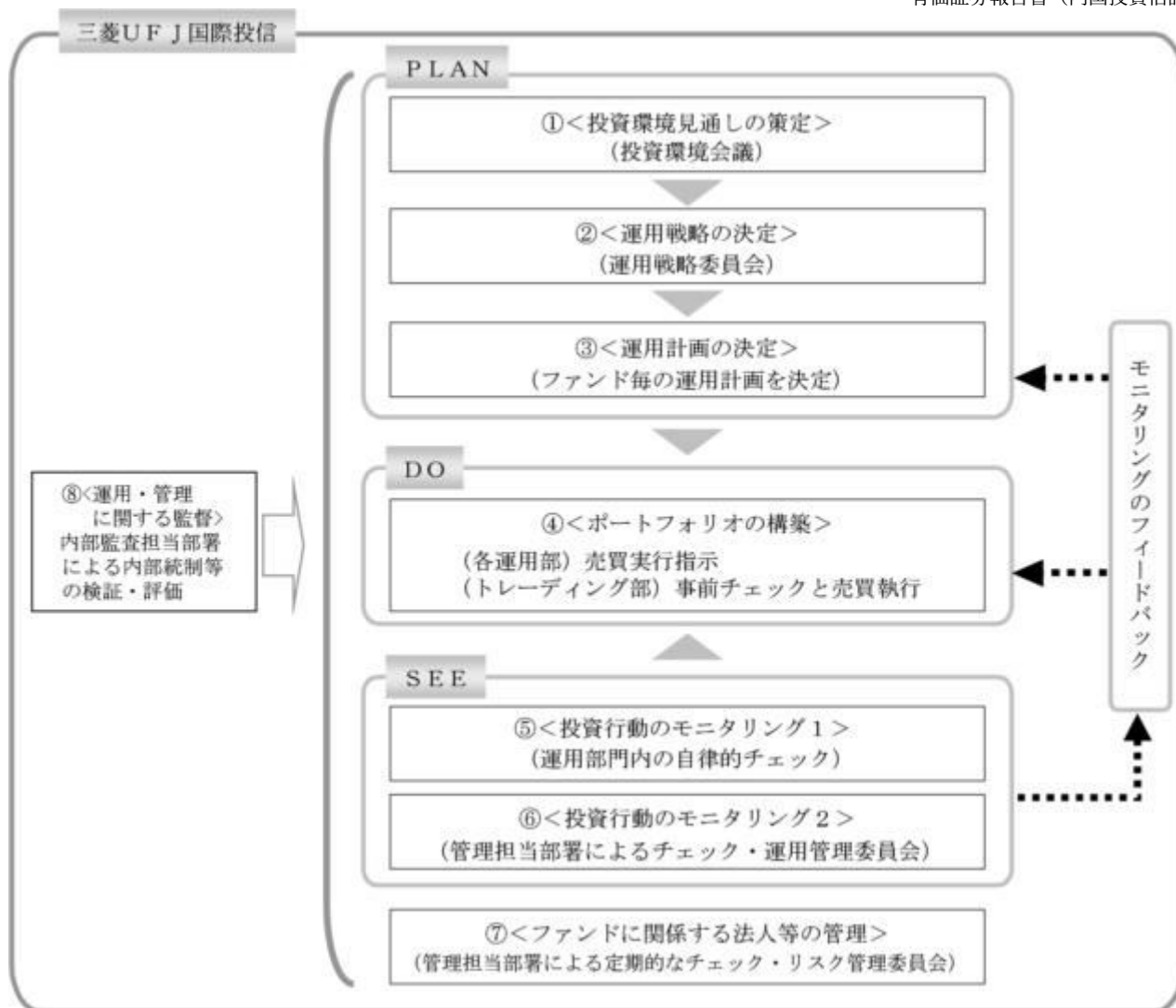
⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑩外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

（３）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③有価証券先物取引等

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（２）投資対象③金融商品の指図範囲の１．から４．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、③で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を

上回らない範囲内とします。

- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ③で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下2. において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ③で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

④スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c. においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の

総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑧資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑨投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑩有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑫デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑬信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、ま

た、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.32%（税抜1.2%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.56%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.56%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。

※上記は2020年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ バランスインカム・グローバル（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

令和 2年10月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,590,573,739	99.86
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	5,209,845	0.14
純資産総額		3,595,783,584	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 2年10月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	高金利短期債券マザーファンド	2,397,769,183	1.0720	2,570,408,565	1.0580	2,536,839,795	70.55
日本	親投資信託受益証券	好配当海外株マザーファンド	863,079,650	1.2873	1,111,042,434	1.2209	1,053,733,944	29.30

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年10月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.86
合計	99.86

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第46計算期間末日（平成22年11月25日）	20,801,634,593	20,880,002,326	5,840	5,862
第47計算期間末日（平成22年12月27日）	20,074,899,765	20,136,711,128	5,846	5,864
第48計算期間末日（平成23年 1月25日）	19,976,194,490	20,026,457,083	5,962	5,977
第49計算期間末日（平成23年 2月25日）	19,423,668,429	19,485,193,307	5,998	6,017
第50計算期間末日（平成23年 3月25日）	19,027,235,276	19,096,905,120	6,008	6,030
第51計算期間末日（平成23年 4月25日）	19,575,185,455	19,633,886,410	6,336	6,355
第52計算期間末日（平成23年 5月25日）	18,658,525,140	18,737,549,138	6,139	6,165
第53計算期間末日（平成23年 6月27日）	17,760,287,452	17,828,561,573	5,983	6,006
第54計算期間末日（平成23年 7月25日）	17,392,912,646	17,430,809,306	5,966	5,979
第55計算期間末日（平成23年 8月25日）	16,252,873,560	16,301,452,843	5,688	5,705
第56計算期間末日（平成23年 9月26日）	14,726,505,828	14,788,199,473	5,251	5,273
第57計算期間末日（平成23年10月25日）	15,296,001,859	15,331,824,267	5,551	5,564
第58計算期間末日（平成23年11月25日）	13,916,991,482	13,968,102,510	5,173	5,192
第59計算期間末日（平成23年12月26日）	14,285,530,322	14,317,108,024	5,429	5,441
第60計算期間末日（平成24年 1月25日）	14,174,086,024	14,202,344,878	5,517	5,528
第61計算期間末日（平成24年 2月27日）	14,870,689,720	14,905,703,446	5,946	5,960
第62計算期間末日（平成24年 3月26日）	14,576,625,978	14,613,418,732	5,943	5,958
第63計算期間末日（平成24年 4月25日）	13,936,255,493	13,986,724,818	5,799	5,820
第64計算期間末日（平成24年 5月25日）	12,669,662,152	12,721,716,999	5,355	5,377
第65計算期間末日（平成24年 6月25日）	12,673,953,764	12,717,993,119	5,468	5,487
第66計算期間末日（平成24年 7月25日）	12,119,049,159	12,151,013,686	5,308	5,322
第67計算期間末日（平成24年 8月27日）	12,406,464,084	12,435,323,298	5,589	5,602
第68計算期間末日（平成24年 9月25日）	12,233,637,919	12,264,162,558	5,611	5,625
第69計算期間末日（平成24年10月25日）	12,160,295,421	12,185,885,773	5,702	5,714
第70計算期間末日（平成24年11月26日）	12,266,767,322	12,293,767,498	5,906	5,919
第71計算期間末日（平成24年12月25日）	12,358,409,995	12,382,709,285	6,103	6,115
第72計算期間末日（平成25年 1月25日）	13,291,150,671	13,319,169,771	6,641	6,655
第73計算期間末日（平成25年 2月25日）	13,385,500,468	13,411,062,200	6,808	6,821

第74計算期間末日	(平成25年 3月25日)	13,250,913,482	13,285,662,568	6,864	6,882
第75計算期間末日	(平成25年 4月25日)	13,627,247,912	13,663,290,883	7,184	7,203
第76計算期間末日	(平成25年 5月27日)	13,112,542,196	13,153,325,742	7,073	7,095
第77計算期間末日	(平成25年 6月25日)	11,953,292,370	11,991,853,615	6,510	6,531
第78計算期間末日	(平成25年 7月25日)	12,425,737,689	12,452,768,104	6,895	6,910
第79計算期間末日	(平成25年 8月26日)	11,761,291,520	11,791,099,452	6,708	6,725
第80計算期間末日	(平成25年 9月25日)	11,898,852,362	11,931,657,727	6,892	6,911
第81計算期間末日	(平成25年10月25日)	11,853,562,815	11,879,179,539	6,941	6,956
第82計算期間末日	(平成25年11月25日)	11,810,135,980	11,838,635,216	7,045	7,062
第83計算期間末日	(平成25年12月25日)	11,685,122,162	11,709,637,723	7,150	7,165
第84計算期間末日	(平成26年 1月27日)	11,178,663,468	11,201,344,208	6,900	6,914
第85計算期間末日	(平成26年 2月25日)	11,361,036,665	11,385,152,005	7,067	7,082
第86計算期間末日	(平成26年 3月25日)	11,166,782,663	11,193,718,797	7,048	7,065
第87計算期間末日	(平成26年 4月25日)	11,147,311,686	11,175,355,008	7,155	7,173
第88計算期間末日	(平成26年 5月26日)	11,012,224,809	11,046,115,748	7,148	7,170
第89計算期間末日	(平成26年 6月25日)	10,944,758,517	10,976,774,227	7,179	7,200
第90計算期間末日	(平成26年 7月25日)	10,781,718,359	10,802,736,707	7,182	7,196
第91計算期間末日	(平成26年 8月25日)	10,748,487,673	10,767,794,583	7,237	7,250
第92計算期間末日	(平成26年 9月25日)	10,663,784,580	10,697,341,774	7,309	7,332
第93計算期間末日	(平成26年10月27日)	10,271,506,383	10,288,806,916	7,125	7,137
第94計算期間末日	(平成26年11月25日)	10,719,290,448	10,737,405,376	7,693	7,706
第95計算期間末日	(平成26年12月25日)	10,159,681,118	10,177,375,579	7,464	7,477
第96計算期間末日	(平成27年 1月26日)	9,546,425,981	9,559,953,213	7,057	7,067
第97計算期間末日	(平成27年 2月25日)	9,648,842,182	9,663,529,239	7,227	7,238
第98計算期間末日	(平成27年 3月25日)	9,443,159,316	9,466,806,685	7,188	7,206
第99計算期間末日	(平成27年 4月27日)	9,238,132,689	9,261,252,098	7,193	7,211
第100計算期間末日	(平成27年 5月25日)	9,231,481,400	9,251,638,878	7,327	7,343
第101計算期間末日	(平成27年 6月25日)	9,063,738,486	9,082,246,454	7,346	7,361
第102計算期間末日	(平成27年 7月27日)	8,546,774,098	8,562,486,208	7,071	7,084
第103計算期間末日	(平成27年 8月25日)	7,833,330,569	7,847,590,413	6,592	6,604
第104計算期間末日	(平成27年 9月25日)	7,733,444,066	7,747,574,286	6,568	6,580
第105計算期間末日	(平成27年10月26日)	7,965,086,533	7,974,415,257	6,831	6,839
第106計算期間末日	(平成27年11月25日)	7,873,531,339	7,886,217,333	6,827	6,838
第107計算期間末日	(平成27年12月25日)	7,568,099,360	7,578,307,277	6,673	6,682
第108計算期間末日	(平成28年 1月25日)	7,109,742,235	7,117,619,160	6,318	6,325
第109計算期間末日	(平成28年 2月25日)	6,769,939,319	6,778,881,283	6,057	6,065
第110計算期間末日	(平成28年 3月25日)	7,010,063,417	7,022,225,857	6,340	6,351
第111計算期間末日	(平成28年 4月25日)	6,960,947,276	6,974,128,589	6,337	6,349
第112計算期間末日	(平成28年 5月25日)	6,615,271,940	6,634,861,788	6,078	6,096
第113計算期間末日	(平成28年 6月27日)	6,066,807,545	6,080,782,868	5,643	5,656
第114計算期間末日	(平成28年 7月25日)	6,376,312,785	6,383,793,998	5,966	5,973
第115計算期間末日	(平成28年 8月25日)	6,049,780,712	6,059,317,923	5,709	5,718

第116計算期間末日	（平成28年 9月26日）	6,003,105,446	6,015,717,441	5,712	5,724
第117計算期間末日	（平成28年10月25日）	6,085,083,322	6,093,433,302	5,830	5,838
第118計算期間末日	（平成28年11月25日）	6,427,787,820	6,438,127,048	6,217	6,227
第119計算期間末日	（平成28年12月26日）	6,428,167,451	6,436,278,152	6,340	6,348
第120計算期間末日	（平成29年 1月25日）	6,332,911,879	6,341,893,949	6,346	6,355
第121計算期間末日	（平成29年 2月27日）	6,188,286,770	6,197,069,282	6,342	6,351
第122計算期間末日	（平成29年 3月27日）	6,010,349,953	6,023,797,189	6,257	6,271
第123計算期間末日	（平成29年 4月25日）	5,935,589,144	5,946,059,311	6,236	6,247
第124計算期間末日	（平成29年 5月25日）	5,978,763,518	5,991,897,850	6,373	6,387
第125計算期間末日	（平成29年 6月26日）	5,879,778,990	5,895,524,901	6,348	6,365
第126計算期間末日	（平成29年 7月25日）	5,931,339,614	5,938,637,380	6,502	6,510
第127計算期間末日	（平成29年 8月25日）	5,795,053,459	5,804,985,816	6,418	6,429
第128計算期間末日	（平成29年 9月25日）	5,909,175,045	5,919,889,130	6,618	6,630
第129計算期間末日	（平成29年10月25日）	5,783,002,618	5,790,844,783	6,637	6,646
第130計算期間末日	（平成29年11月27日）	5,520,096,883	5,529,461,239	6,484	6,495
第131計算期間末日	（平成29年12月25日）	5,557,861,588	5,564,587,804	6,610	6,618
第132計算期間末日	（平成30年 1月25日）	5,445,342,783	5,454,436,337	6,587	6,598
第133計算期間末日	（平成30年 2月26日）	5,142,007,311	5,149,387,264	6,271	6,280
第134計算期間末日	（平成30年 3月26日）	4,934,412,990	4,945,021,591	6,047	6,060
第135計算期間末日	（平成30年 4月25日）	5,061,760,450	5,072,255,179	6,270	6,283
第136計算期間末日	（平成30年 5月25日）	5,000,992,999	5,015,347,829	6,271	6,289
第137計算期間末日	（平成30年 6月25日）	4,891,023,515	4,902,877,578	6,189	6,204
第138計算期間末日	（平成30年 7月25日）	4,897,815,057	4,906,389,058	6,284	6,295
第139計算期間末日	（平成30年 8月27日）	4,808,311,444	4,816,754,991	6,264	6,275
第140計算期間末日	（平成30年 9月25日）	4,852,557,837	4,860,959,727	6,353	6,364
第141計算期間末日	（平成30年10月25日）	4,642,650,634	4,650,220,742	6,133	6,143
第142計算期間末日	（平成30年11月26日）	4,621,942,245	4,627,914,067	6,192	6,200
第143計算期間末日	（平成30年12月25日）	4,354,406,401	4,358,825,730	5,912	5,918
第144計算期間末日	（平成31年 1月25日）	4,438,592,333	4,444,466,596	6,045	6,053
第145計算期間末日	（平成31年 2月25日）	4,530,031,755	4,534,414,400	6,202	6,208
第146計算期間末日	（平成31年 3月25日）	4,417,097,396	4,425,734,598	6,137	6,149
第147計算期間末日	（平成31年 4月25日）	4,493,743,400	4,503,036,826	6,286	6,299
第148計算期間末日	（令和 1年 5月27日）	4,317,443,358	4,325,260,216	6,076	6,087
第149計算期間末日	（令和 1年 6月25日）	4,291,057,385	4,301,679,520	6,060	6,075
第150計算期間末日	（令和 1年 7月25日）	4,282,962,305	4,288,592,043	6,086	6,094
第151計算期間末日	（令和 1年 8月26日）	4,042,971,001	4,048,568,826	5,778	5,786
第152計算期間末日	（令和 1年 9月25日）	4,156,319,349	4,162,591,919	5,964	5,973
第153計算期間末日	（令和 1年10月25日）	4,227,920,586	4,233,461,037	6,105	6,113
第154計算期間末日	（令和 1年11月25日）	4,175,945,527	4,180,737,602	6,100	6,107
第155計算期間末日	（令和 1年12月25日）	4,176,273,577	4,180,983,563	6,207	6,214
第156計算期間末日	（令和 2年 1月27日）	4,142,619,740	4,146,616,945	6,218	6,224
第157計算期間末日	（令和 2年 2月25日）	4,109,409,078	4,112,716,663	6,212	6,217

第158計算期間末日	(令和 2年 3月25日)	3,590,374,372	3,596,965,238	5,447	5,457
第159計算期間末日	(令和 2年 4月27日)	3,641,221,709	3,644,505,209	5,545	5,550
第160計算期間末日	(令和 2年 5月25日)	3,664,836,927	3,668,113,430	5,593	5,598
第161計算期間末日	(令和 2年 6月25日)	3,766,170,735	3,771,396,480	5,766	5,774
第162計算期間末日	(令和 2年 7月27日)	3,787,297,910	3,792,485,129	5,841	5,849
第163計算期間末日	(令和 2年 8月25日)	3,811,881,974	3,818,977,066	5,910	5,921
第164計算期間末日	(令和 2年 9月25日)	3,659,587,567	3,665,999,730	5,707	5,717
第165計算期間末日	(令和 2年10月26日)	3,698,367,679	3,702,828,188	5,804	5,811
	令和 1年10月末日	4,229,116,824	—	6,111	—
	11月末日	4,200,920,451	—	6,156	—
	12月末日	4,193,136,911	—	6,251	—
	令和 2年 1月末日	4,108,195,185	—	6,172	—
	2月末日	3,994,937,173	—	6,042	—
	3月末日	3,636,979,019	—	5,524	—
	4月末日	3,711,593,113	—	5,651	—
	5月末日	3,744,392,743	—	5,715	—
	6月末日	3,765,740,542	—	5,785	—
	7月末日	3,747,050,229	—	5,781	—
	8月末日	3,833,586,941	—	5,941	—
	9月末日	3,689,926,246	—	5,757	—
	10月末日	3,595,783,584	—	5,660	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第46計算期間	22円
第47計算期間	18円
第48計算期間	15円
第49計算期間	19円
第50計算期間	22円
第51計算期間	19円
第52計算期間	26円
第53計算期間	23円
第54計算期間	13円
第55計算期間	17円
第56計算期間	22円
第57計算期間	13円
第58計算期間	19円
第59計算期間	12円
第60計算期間	11円
第61計算期間	14円

第62計算期間	15円
第63計算期間	21円
第64計算期間	22円
第65計算期間	19円
第66計算期間	14円
第67計算期間	13円
第68計算期間	14円
第69計算期間	12円
第70計算期間	13円
第71計算期間	12円
第72計算期間	14円
第73計算期間	13円
第74計算期間	18円
第75計算期間	19円
第76計算期間	22円
第77計算期間	21円
第78計算期間	15円
第79計算期間	17円
第80計算期間	19円
第81計算期間	15円
第82計算期間	17円
第83計算期間	15円
第84計算期間	14円
第85計算期間	15円
第86計算期間	17円
第87計算期間	18円
第88計算期間	22円
第89計算期間	21円
第90計算期間	14円
第91計算期間	13円
第92計算期間	23円
第93計算期間	12円
第94計算期間	13円
第95計算期間	13円
第96計算期間	10円
第97計算期間	11円
第98計算期間	18円
第99計算期間	18円
第100計算期間	16円
第101計算期間	15円
第102計算期間	13円
第103計算期間	12円

第104計算期間	12円
第105計算期間	8円
第106計算期間	11円
第107計算期間	9円
第108計算期間	7円
第109計算期間	8円
第110計算期間	11円
第111計算期間	12円
第112計算期間	18円
第113計算期間	13円
第114計算期間	7円
第115計算期間	9円
第116計算期間	12円
第117計算期間	8円
第118計算期間	10円
第119計算期間	8円
第120計算期間	9円
第121計算期間	9円
第122計算期間	14円
第123計算期間	11円
第124計算期間	14円
第125計算期間	17円
第126計算期間	8円
第127計算期間	11円
第128計算期間	12円
第129計算期間	9円
第130計算期間	11円
第131計算期間	8円
第132計算期間	11円
第133計算期間	9円
第134計算期間	13円
第135計算期間	13円
第136計算期間	18円
第137計算期間	15円
第138計算期間	11円
第139計算期間	11円
第140計算期間	11円
第141計算期間	10円
第142計算期間	8円
第143計算期間	6円
第144計算期間	8円
第145計算期間	6円

第146計算期間	12円
第147計算期間	13円
第148計算期間	11円
第149計算期間	15円
第150計算期間	8円
第151計算期間	8円
第152計算期間	9円
第153計算期間	8円
第154計算期間	7円
第155計算期間	7円
第156計算期間	6円
第157計算期間	5円
第158計算期間	10円
第159計算期間	5円
第160計算期間	5円
第161計算期間	8円
第162計算期間	8円
第163計算期間	11円
第164計算期間	10円
第165計算期間	7円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第46計算期間	△0.45
第47計算期間	0.41
第48計算期間	2.24
第49計算期間	0.92
第50計算期間	0.53
第51計算期間	5.77
第52計算期間	△2.69
第53計算期間	△2.16
第54計算期間	△0.06
第55計算期間	△4.37
第56計算期間	△7.29
第57計算期間	5.96
第58計算期間	△6.46
第59計算期間	5.18
第60計算期間	1.82
第61計算期間	8.02
第62計算期間	0.20

第63計算期間	△2.06
第64計算期間	△7.27
第65計算期間	2.46
第66計算期間	△2.67
第67計算期間	5.53
第68計算期間	0.64
第69計算期間	1.83
第70計算期間	3.80
第71計算期間	3.53
第72計算期間	9.04
第73計算期間	2.71
第74計算期間	1.08
第75計算期間	4.93
第76計算期間	△1.23
第77計算期間	△7.66
第78計算期間	6.14
第79計算期間	△2.46
第80計算期間	3.02
第81計算期間	0.92
第82計算期間	1.74
第83計算期間	1.70
第84計算期間	△3.30
第85計算期間	2.63
第86計算期間	△0.02
第87計算期間	1.77
第88計算期間	0.20
第89計算期間	0.72
第90計算期間	0.23
第91計算期間	0.94
第92計算期間	1.31
第93計算期間	△2.35
第94計算期間	8.15
第95計算期間	△2.80
第96計算期間	△5.31
第97計算期間	2.56
第98計算期間	△0.29
第99計算期間	0.31
第100計算期間	2.08
第101計算期間	0.46
第102計算期間	△3.56
第103計算期間	△6.60
第104計算期間	△0.18

第105計算期間	4.12
第106計算期間	0.10
第107計算期間	△2.12
第108計算期間	△5.21
第109計算期間	△4.00
第110計算期間	4.85
第111計算期間	0.14
第112計算期間	△3.80
第113計算期間	△6.94
第114計算期間	5.84
第115計算期間	△4.15
第116計算期間	0.26
第117計算期間	2.20
第118計算期間	6.80
第119計算期間	2.10
第120計算期間	0.23
第121計算期間	0.07
第122計算期間	△1.11
第123計算期間	△0.15
第124計算期間	2.42
第125計算期間	△0.12
第126計算期間	2.55
第127計算期間	△1.12
第128計算期間	3.30
第129計算期間	0.42
第130計算期間	△2.13
第131計算期間	2.06
第132計算期間	△0.18
第133計算期間	△4.66
第134計算期間	△3.36
第135計算期間	3.90
第136計算期間	0.30
第137計算期間	△1.06
第138計算期間	1.71
第139計算期間	△0.14
第140計算期間	1.59
第141計算期間	△3.30
第142計算期間	1.09
第143計算期間	△4.42
第144計算期間	2.38
第145計算期間	2.69
第146計算期間	△0.85

第147計算期間	2.63
第148計算期間	△3.16
第149計算期間	△0.01
第150計算期間	0.56
第151計算期間	△4.92
第152計算期間	3.37
第153計算期間	2.49
第154計算期間	0.03
第155計算期間	1.86
第156計算期間	0.27
第157計算期間	△0.01
第158計算期間	△12.15
第159計算期間	1.89
第160計算期間	0.95
第161計算期間	3.23
第162計算期間	1.43
第163計算期間	1.36
第164計算期間	△3.26
第165計算期間	1.82

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第46計算期間	13,670,724	1,343,079,426	35,621,697,226
第47計算期間	20,937,553	1,302,988,540	34,339,646,239
第48計算期間	16,741,858	847,992,470	33,508,395,627
第49計算期間	15,228,180	1,142,108,768	32,381,515,039
第50計算期間	17,323,675	730,727,622	31,668,111,092
第51計算期間	20,478,556	793,350,171	30,895,239,477
第52計算期間	18,426,754	519,820,720	30,393,845,511
第53計算期間	21,416,842	730,861,573	29,684,400,780
第54計算期間	20,783,428	553,906,699	29,151,277,509
第55計算期間	10,540,446	585,769,000	28,576,048,955
第56計算期間	14,321,612	547,804,559	28,042,566,008
第57計算期間	20,089,153	506,955,982	27,555,699,179
第58計算期間	10,916,677	666,074,799	26,900,541,057
第59計算期間	16,656,360	602,445,114	26,314,752,303
第60計算期間	9,763,139	634,647,639	25,689,867,803
第61計算期間	8,623,639	688,686,740	25,009,804,702
第62計算期間	10,044,317	491,345,871	24,528,503,148

第63計算期間	10,587,705	506,078,598	24,033,012,255
第64計算期間	14,935,347	386,653,330	23,661,294,272
第65計算期間	16,802,313	499,488,343	23,178,608,242
第66計算期間	13,729,078	360,531,663	22,831,805,657
第67計算期間	53,618,504	686,028,452	22,199,395,709
第68計算期間	8,988,977	405,070,917	21,803,313,769
第69計算期間	9,547,409	487,567,125	21,325,294,053
第70計算期間	7,891,511	563,819,307	20,769,366,257
第71計算期間	8,086,388	528,043,801	20,249,408,844
第72計算期間	10,251,374	246,016,854	20,013,643,364
第73計算期間	7,771,766	358,544,032	19,662,871,098
第74計算期間	6,675,464	364,498,674	19,305,047,888
第75計算期間	9,043,775	344,106,474	18,969,985,189
第76計算期間	9,533,128	441,542,525	18,537,975,792
第77計算期間	10,171,803	185,649,834	18,362,497,761
第78計算期間	10,478,098	352,698,973	18,020,276,886
第79計算期間	6,944,735	493,143,852	17,534,077,769
第80計算期間	7,956,664	276,052,763	17,265,981,670
第81計算期間	14,189,132	202,354,602	17,077,816,200
第82計算期間	6,580,423	320,139,635	16,764,256,988
第83計算期間	7,266,081	427,815,617	16,343,707,452
第84計算期間	6,407,469	149,586,173	16,200,528,748
第85計算期間	5,913,344	129,548,556	16,076,893,536
第86計算期間	6,572,735	238,681,393	15,844,784,878
第87計算期間	6,880,003	272,041,206	15,579,623,675
第88計算期間	8,372,113	183,023,308	15,404,972,480
第89計算期間	9,983,133	169,379,097	15,245,576,516
第90計算期間	7,899,088	240,369,840	15,013,105,764
第91計算期間	8,668,166	170,304,168	14,851,469,762
第92計算期間	4,682,519	266,067,645	14,590,084,636
第93計算期間	7,914,346	180,887,562	14,417,111,420
第94計算期間	4,246,205	486,796,948	13,934,560,677
第95計算期間	7,169,807	330,606,339	13,611,124,145
第96計算期間	4,042,190	87,934,001	13,527,232,334
第97計算期間	4,982,905	180,344,333	13,351,870,906
第98計算期間	3,484,813	217,928,351	13,137,427,368
第99計算期間	6,387,266	299,698,507	12,844,116,127
第100計算期間	5,416,433	251,108,756	12,598,423,804
第101計算期間	4,518,905	264,296,834	12,338,645,875
第102計算期間	4,140,180	256,547,358	12,086,238,697
第103計算期間	3,668,886	206,703,439	11,883,204,144
第104計算期間	3,969,124	111,989,128	11,775,184,140

第105計算期間	3,599,784	117,878,880	11,660,905,044
第106計算期間	2,295,630	130,478,240	11,532,722,434
第107計算期間	3,214,606	193,806,262	11,342,130,778
第108計算期間	2,628,639	92,008,019	11,252,751,398
第109計算期間	2,159,295	77,454,570	11,177,456,123
第110計算期間	2,511,457	123,203,756	11,056,763,824
第111計算期間	3,264,332	75,600,520	10,984,427,636
第112計算期間	3,564,245	104,742,538	10,883,249,343
第113計算期間	5,560,702	138,560,865	10,750,249,180
第114計算期間	4,290,577	67,091,620	10,687,448,137
第115計算期間	2,177,231	92,723,651	10,596,901,717
第116計算期間	2,909,792	89,815,320	10,509,996,189
第117計算期間	3,846,063	76,367,031	10,437,475,221
第118計算期間	2,509,656	100,756,738	10,339,228,139
第119計算期間	2,919,922	203,770,937	10,138,377,124
第120計算期間	2,247,226	160,546,194	9,980,078,156
第121計算期間	2,490,532	224,220,915	9,758,347,773
第122計算期間	2,430,721	155,609,658	9,605,168,836
第123計算期間	3,918,300	90,752,881	9,518,334,255
第124計算期間	3,024,503	139,692,400	9,381,666,358
第125計算期間	3,717,736	123,083,401	9,262,300,693
第126計算期間	4,512,713	144,605,764	9,122,207,642
第127計算期間	2,068,994	94,860,335	9,029,416,301
第128計算期間	2,838,851	103,850,885	8,928,404,267
第129計算期間	2,984,966	217,872,564	8,713,516,669
第130計算期間	3,079,336	203,544,588	8,513,051,417
第131計算期間	2,704,300	107,985,347	8,407,770,370
第132計算期間	1,974,852	142,877,584	8,266,867,638
第133計算期間	2,609,552	69,528,886	8,199,948,304
第134計算期間	2,200,980	41,686,497	8,160,462,787
第135計算期間	3,271,728	90,865,850	8,072,868,665
第136計算期間	3,133,072	101,096,092	7,974,905,645
第137計算期間	4,325,245	76,521,622	7,902,709,268
第138計算期間	3,611,732	111,773,810	7,794,547,190
第139計算期間	2,547,682	121,142,909	7,675,951,963
第140計算期間	2,523,264	40,392,692	7,638,082,535
第141計算期間	2,493,478	70,467,670	7,570,108,343
第142計算期間	2,325,598	107,656,337	7,464,777,604
第143計算期間	1,794,326	101,023,408	7,365,548,522
第144計算期間	1,392,643	24,112,046	7,342,829,119
第145計算期間	1,814,512	40,234,394	7,304,409,237
第146計算期間	1,329,546	108,070,106	7,197,668,677

第147計算期間	2,624,054	51,503,414	7,148,789,317
第148計算期間	2,780,771	45,335,447	7,106,234,641
第149計算期間	2,433,757	27,244,641	7,081,423,757
第150計算期間	3,344,453	47,594,766	7,037,173,444
第151計算期間	1,777,892	41,669,770	6,997,281,566
第152計算期間	1,875,440	29,633,840	6,969,523,166
第153計算期間	2,041,430	46,000,780	6,925,563,816
第154計算期間	1,768,915	81,511,143	6,845,821,588
第155計算期間	1,504,289	118,774,448	6,728,551,429
第156計算期間	1,551,990	68,094,687	6,662,008,732
第157計算期間	1,261,583	48,100,113	6,615,170,202
第158計算期間	1,053,604	25,357,359	6,590,866,447
第159計算期間	2,403,490	26,268,915	6,567,001,022
第160計算期間	1,177,826	15,171,586	6,553,007,262
第161計算期間	1,573,212	22,398,715	6,532,181,759
第162計算期間	1,862,042	50,018,868	6,484,024,933
第163計算期間	1,759,926	35,700,661	6,450,084,198
第164計算期間	2,446,377	40,367,062	6,412,163,513
第165計算期間	2,304,300	42,311,354	6,372,156,459

（参考）

高金利短期債券マザーファンド

投資状況

令和 2年10月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	シンガポール	1,031,813,188	39.64
	カナダ	776,584,260	29.83
	オーストラリア	512,724,952	19.70
	ノルウェー	252,407,224	9.70
	小計	2,573,529,624	98.86
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	29,554,602	1.14
純資産総額		2,603,084,226	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年10月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
シンガ ポール	国債証券	1.75 SINGAPORGV T230201	6,800,000	7,913.20	538,097,735	7,910.60	537,920,850	1.750000	2023/2/1	20.66
シンガ ポール	国債証券	3.125SINGAPORGV T220901	6,130,000	8,061.67	494,180,383	8,056.97	493,892,338	3.125000	2022/9/1	18.97
カナダ	国債証券	1.75 CAN GOVT 230301	4,700,000	8,140.60	382,608,566	8,134.48	382,320,602	1.750000	2023/3/1	14.69
カナダ	国債証券	0.5 CAN GOVT 220301	4,000,000	7,894.19	315,767,858	7,890.74	315,629,610	0.500000	2022/3/1	12.13
オースト ラリア	国債証券	5.5 AUST GOVT 230421	3,250,000	8,336.49	270,936,224	8,331.57	270,776,073	5.500000	2023/4/21	10.40
ノル ウェー	国債証券	2 NORWE GOVT 230524	22,000,000	1,147.35	252,418,712	1,147.30	252,407,224	2.000000	2023/5/24	9.70
オースト ラリア	国債証券	5.75 AUST GOVT 220715	3,000,000	8,068.22	242,046,786	8,064.96	241,948,879	5.750000	2022/7/15	9.29
カナダ	国債証券	0.25 CAN GOVT 220801	1,000,000	7,793.88	77,938,881	7,863.40	78,634,048	0.250000	2022/8/1	3.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年10月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	98.86
合計	98.86

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

好配当海外株マザーファンド

投資状況

令和 2年10月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
株式	アメリカ	466,446,530	23.35
	オーストラリア	309,611,729	15.50

	香港	214,921,884	10.76
	カナダ	204,747,330	10.25
	イギリス	167,472,269	8.38
	フランス	112,656,013	5.64
	シンガポール	85,037,457	4.26
	スペイン	73,212,108	3.67
	フィンランド	54,270,554	2.72
	スイス	37,791,262	1.89
	スウェーデン	37,576,096	1.88
	ノルウェー	37,187,198	1.86
	ドイツ	36,060,208	1.81
	オランダ	20,460,350	1.02
	イタリア	19,840,227	0.99
	ベルギー	17,548,477	0.88
	ニュージーランド	15,153,151	0.76
	小計	1,909,992,843	95.63
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	87,344,788	4.37
純資産総額		1,997,337,631	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年10月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半 導体製造装 置	1,947	13,480.84	26,247,211	13,225.62	25,750,290	1.29
アメリカ	株式	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	半導体・半 導体製造装 置	3,158	7,622.20	24,070,914	7,341.87	23,185,638	1.16
アメリカ	株式	EATON CORP PLC	資本財	2,034	11,486.12	23,362,780	10,901.41	22,173,472	1.11
スペイン	株式	ENDESA SA	公益事業	7,681	2,944.79	22,618,974	2,768.91	21,268,027	1.06
オースト ラリア	株式	COCA-COLA AMATIL LTD	食品・飲 料・タバコ	23,173	790.87	18,327,004	913.73	21,174,083	1.06
フランス	株式	ORANGE	電気通信 サービス	17,997	1,162.52	20,922,025	1,172.54	21,102,274	1.06
カナダ	株式	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	銀行	2,700	8,051.37	21,738,712	7,744.24	20,909,460	1.05
アメリカ	株式	CENTERPOINT ENERGY INC	公益事業	9,148	2,325.25	21,271,461	2,246.80	20,553,800	1.03
オランダ	株式	NN GROUP NV	保険	5,692	3,975.65	22,629,439	3,594.58	20,460,350	1.02
イギリス	株式	PERSIMMON PLC	耐久消費 財・アパレ ル	6,518	3,507.03	22,858,838	3,129.68	20,399,287	1.02
イギリス	株式	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	保険	81,315	265.22	21,566,577	248.79	20,230,552	1.01

アメリカ	株式	ALLIANT ENERGY CORP	公益事業	3,452	5,927.68	20,462,358	5,812.62	20,065,171	1.00
フランス	株式	SOCIETE GENERALE SA	銀行	14,450	1,557.28	22,502,768	1,386.28	20,031,876	1.00
アメリカ	株式	3M CO	資本財	1,207	17,761.08	21,437,624	16,577.00	20,008,449	1.00
カナダ	株式	SUN LIFE FINANCIAL INC	保険	4,800	4,373.66	20,993,587	4,152.93	19,934,105	1.00
スイス	株式	SWISS RE AG	保険	2,735	7,734.15	21,152,916	7,257.41	19,849,030	0.99
イタリア	株式	TERNA SPA	公益事業	28,162	730.39	20,569,446	704.50	19,840,227	0.99
アメリカ	株式	CITIZENS FINANCIAL GROUP	銀行	7,087	3,046.99	21,594,074	2,793.86	19,800,128	0.99
カナダ	株式	BANK OF MONTREAL	銀行	3,100	6,605.26	20,476,335	6,368.83	19,743,385	0.99
アメリカ	株式	EXELON CORP	公益事業	4,664	4,414.12	20,587,456	4,200.73	19,592,233	0.98
ノルウェー	株式	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	保険	9,728	2,099.65	20,425,472	2,012.99	19,582,415	0.98
オーストラリア	株式	SONIC HEALTHCARE LTD	ヘルスケア機器・サービス	7,436	2,677.94	19,913,222	2,633.07	19,579,511	0.98
フランス	株式	NATIXIS	各種金融	82,277	257.10	21,153,802	235.48	19,375,074	0.97
スウェーデン	株式	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	銀行	22,500	855.05	19,238,806	854.15	19,218,456	0.96
イギリス	株式	NATIONAL GRID PLC	公益事業	15,311	1,278.11	19,569,180	1,250.79	19,150,875	0.96
イギリス	株式	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	耐久消費財・アパレル	29,121	731.70	21,307,909	654.61	19,062,898	0.95
カナダ	株式	ROYAL BANK OF CANADA	銀行	2,600	7,563.57	19,665,307	7,296.50	18,970,925	0.95
イギリス	株式	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	保険	52,185	381.67	19,917,736	362.19	18,901,381	0.95
カナダ	株式	CANADIAN UTILITIES LTD-A	公益事業	7,200	2,654.99	19,115,928	2,611.00	18,799,214	0.94
フィンランド	株式	ORION OYJ-CLASS B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,137	4,649.86	19,236,512	4,520.40	18,700,901	0.94

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年10月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	エネルギー	4.27
	素材	4.18
	資本財	5.25
	商業・専門サービス	0.81
	運輸	1.24
	耐久消費財・アパレル	3.78
	消費者サービス	2.10
	小売	0.88
	食品・飲料・タバコ	6.52
	家庭用品・パーソナル用品	0.79
	ヘルスケア機器・サービス	0.98
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.80
	銀行	15.68
	各種金融	3.39

	保険	10.82
	不動産	6.33
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.79
	電気通信サービス	7.29
	公益事業	16.26
	半導体・半導体製造装置	2.45
	小計	95.63
合計		95.63

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

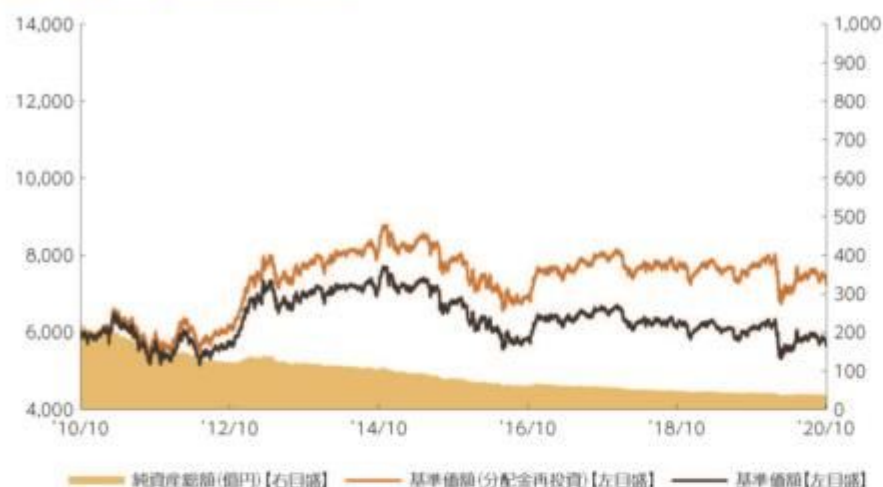
《参考情報》



運用実績

2020年10月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2010年10月29日～2020年10月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	5,660円
純資産総額	35.9億円

■分配の推移

2020年10月	7円
2020年9月	10円
2020年8月	11円
2020年7月	8円
2020年6月	8円
2020年5月	5円
直近1年間累計	89円
設定来累計	3,856円

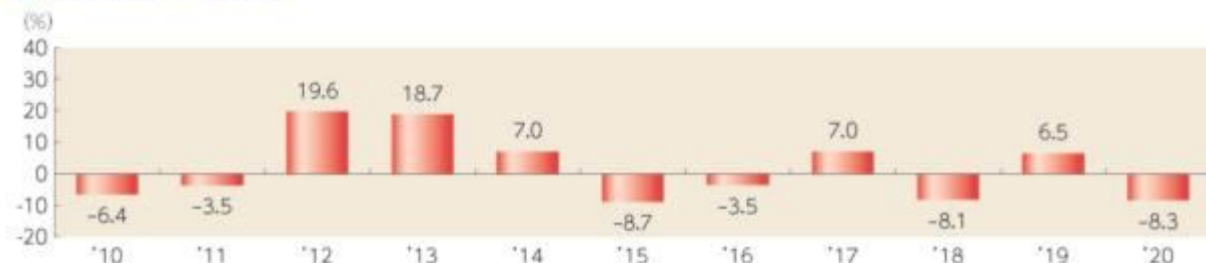
●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
外国株式	28.0%	QUALCOMM INC	株式	半導体・半導体製造装置	アメリカ	0.4%
外国債券	69.7%	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	株式	半導体・半導体製造装置	アメリカ	0.3%
		EATON CORP PLC	株式	資本財	アメリカ	0.3%
		ENDESA SA	株式	公益事業	スペイン	0.3%
		COCA-COLA AMATIL LTD	株式	食品・飲料・タバコ	オーストラリア	0.3%
		1.75 SINGAPORGGOVT 230201	債券	国債	シンガポール	14.6%
		3.125SINGAPORGGOVT 220901	債券	国債	シンガポール	13.4%
		1.75 CAN GOVT 230301	債券	国債	カナダ	10.4%
		0.5 CAN GOVT 220301	債券	国債	カナダ	8.6%
		5.5 AUST GOVT 230421	債券	国債	オーストラリア	7.3%
コールローン他 (負債控除後)	2.3%					
合計	100.0%					

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2020年は年初から10月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2006年11月22日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月26日から翌月25日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者

の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年4月および10月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年4月28日から令和2年10月26日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ バランスインカム・グローバル（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 [令和 2年 4月27日現在]	当期 [令和 2年10月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,073,688	8,942,313
親投資信託受益証券	3,636,314,414	3,693,381,273
未収入金	3,493,633	7,427,692
流動資産合計	3,648,881,735	3,709,751,278
資産合計	3,648,881,735	3,709,751,278
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,283,500	4,460,509
未払解約金	-	2,747,491
未払受託者報酬	290,753	277,406
未払委託者報酬	4,070,508	3,883,637
未払利息	11	3
その他未払費用	15,254	14,553
流動負債合計	7,660,026	11,383,599
負債合計	7,660,026	11,383,599
純資産の部		
元本等		
元本	6,567,001,022	6,372,156,459
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,925,779,313	△2,673,788,780
（分配準備積立金）	201,385,980	206,068,155
元本等合計	3,641,221,709	3,698,367,679
純資産合計	3,641,221,709	3,698,367,679
負債純資産合計	3,648,881,735	3,709,751,278

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 1年10月26日 令和 2年 4月27日	自 至	当期 令和 2年 4月28日 令和 2年10月26日
営業収益				
受取利息		19		20
有価証券売買等損益		△314,413,084		227,140,960
営業収益合計		△314,413,065		227,140,980
営業費用				
支払利息		1,416		1,303
受託者報酬		1,787,935		1,653,432
委託者報酬		25,031,056		23,147,934
その他費用		93,809		86,739
営業費用合計		26,914,216		24,889,408
営業利益又は営業損失（△）		△341,327,281		202,251,572
経常利益又は経常損失（△）		△341,327,281		202,251,572
当期純利益又は当期純損失（△）		△341,327,281		202,251,572
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△50,354		1,222,622
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△2,697,643,230		△2,925,779,313
剰余金増加額又は欠損金減少額		143,657,440		87,334,341
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		143,657,440		87,334,341
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,835,379		4,715,527
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,835,379		4,715,527
分配金		26,681,217		31,657,231
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△2,925,779,313		△2,673,788,780

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年4月25日および10月25日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 4月28日から令和 2年10月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 2年 4月27日現在]	当期 [令和 2年10月26日現在]
1. 期首元本額	6,925,563,816円	6,567,001,022円
期中追加設定元本額	9,543,871円	11,123,683円
期中一部解約元本額	368,106,665円	205,968,246円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,925,779,313円	2,673,788,780円
3. 受益権の総数	6,567,001,022口	6,372,156,459口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 1年10月26日 至 令和 2年 4月27日	当期 自 令和 2年 4月28日 至 令和 2年10月26日																																																						
1. 分配金の計算過程 第154期 令和 1年10月26日 令和 1年11月25日	1. 分配金の計算過程 第160期 令和 2年 4月28日 令和 2年 5月25日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,593,180円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>20,302,237円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>207,944,425円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>231,839,842円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>6,845,821,588口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>338円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>7円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,593,180円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	20,302,237円	分配準備積立金額	D	207,944,425円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	231,839,842円	当ファンドの期末残存口数	F	6,845,821,588口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	338円	1万口当たり分配金額	H	7円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,794,672円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>19,703,284円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>200,920,801円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>228,418,757円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>6,553,007,262口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>348円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,794,672円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	19,703,284円	分配準備積立金額	D	200,920,801円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	228,418,757円	当ファンドの期末残存口数	F	6,553,007,262口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	348円	1万口当たり分配金額	H	5円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	3,593,180円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	20,302,237円																																																					
分配準備積立金額	D	207,944,425円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	231,839,842円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	6,845,821,588口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	338円																																																					
1万口当たり分配金額	H	7円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	7,794,672円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	19,703,284円																																																					
分配準備積立金額	D	200,920,801円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	228,418,757円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	6,553,007,262口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	348円																																																					
1万口当たり分配金額	H	5円																																																					

前期 自 令和 1年10月26日 至 令和 2年 4月27日			当期 自 令和 2年 4月28日 至 令和 2年10月26日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	4,792,075円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	3,276,503円
第155期 令和 1年11月26日 令和 1年12月25日			第161期 令和 2年 5月26日 令和 2年 6月25日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,311,881円	費用控除後の配当等収益額	A	6,679,501円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	19,999,392円	収益調整金額	C	19,690,435円
分配準備積立金額	D	203,159,251円	分配準備積立金額	D	204,736,890円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	230,470,524円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	231,106,826円
当ファンドの期末残存口数	F	6,728,551,429口	当ファンドの期末残存口数	F	6,532,181,759口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	342円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	353円
1万口当たり分配金額	H	7円	1万口当たり分配金額	H	8円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	4,709,986円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	5,225,745円
第156期 令和 1年12月26日 令和 2年 1月27日			第162期 令和 2年 6月26日 令和 2年 7月27日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,166,908円	費用控除後の配当等収益額	A	7,213,246円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	19,848,974円	収益調整金額	C	19,604,137円
分配準備積立金額	D	203,679,112円	分配準備積立金額	D	204,612,159円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	227,694,994円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	231,429,542円
当ファンドの期末残存口数	F	6,662,008,732口	当ファンドの期末残存口数	F	6,484,024,933口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	341円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	356円
1万口当たり分配金額	H	6円	1万口当たり分配金額	H	8円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	3,997,205円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	5,187,219円
第157期 令和 2年 1月28日 令和 2年 2月25日			第163期 令和 2年 7月28日 令和 2年 8月25日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,717,940円	費用控除後の配当等収益額	A	9,689,578円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	19,747,935円	収益調整金額	C	19,557,595円
分配準備積立金額	D	202,377,222円	分配準備積立金額	D	205,500,732円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	224,843,097円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	234,747,905円
当ファンドの期末残存口数	F	6,615,170,202口	当ファンドの期末残存口数	F	6,450,084,198口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	339円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	363円

前期 自 令和 1年10月26日 至 令和 2年 4月27日			当期 自 令和 2年 4月28日 至 令和 2年10月26日		
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	11円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	3,307,585円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	7,095,092円
第158期 令和 2年 2月26日 令和 2年 3月25日			第164期 令和 2年 8月26日 令和 2年 9月25日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,853,591円	費用控除後の配当等収益額	A	4,852,608円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	19,707,633円	収益調整金額	C	19,521,880円
分配準備積立金額	D	201,014,186円	分配準備積立金額	D	206,793,356円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	225,575,410円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	231,167,844円
当ファンドの期末残存口数	F	6,590,866,447口	当ファンドの期末残存口数	F	6,412,163,513口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	342円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	360円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	6,590,866円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	6,412,163円
第159期 令和 2年 3月26日 令和 2年 4月27日			第165期 令和 2年 9月26日 令和 2年10月26日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,186,573円	費用控除後の配当等収益額	A	6,648,678円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	19,709,133円	収益調整金額	C	19,473,839円
分配準備積立金額	D	198,482,907円	分配準備積立金額	D	203,879,986円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	224,378,613円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	230,002,503円
当ファンドの期末残存口数	F	6,567,001,022口	当ファンドの期末残存口数	F	6,372,156,459口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	341円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	360円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	7円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	3,283,500円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	4,460,509円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年10月26日 至 令和 2年 4月27日	当期 自 令和 2年 4月28日 至 令和 2年10月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 4月27日現在]	当期 [令和 2年10月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

区分	前期 [令和 2年 4月27日現在]	当期 [令和 2年10月26日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 4月27日現在]	当期 [令和 2年10月26日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	69,525,891	70,170,295
合計	69,525,891	70,170,295

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 4月27日現在]	当期 [令和 2年10月26日現在]
1口当たり純資産額	0.5545円	0.5804円
(1万口当たり純資産額)	(5,545円)	(5,804円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	高金利短期債券マザーファンド	2,405,249,788	2,578,427,772	
	好配当海外株マザーファンド	866,117,845	1,114,953,501	
合 計		3,271,367,633	3,693,381,273	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

高金利短期債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 2年10月26日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	19,203,366
コール・ローン	13,839,982
国債証券	2,608,448,443
未収利息	11,363,810
前払費用	228,782
流動資産合計	2,653,084,383
資産合計	2,653,084,383
負債の部	
流動負債	
未払解約金	7,427,692
未払利息	5
流動負債合計	7,427,697

[令和 2年10月26日現在]

負債合計	7,427,697
純資産の部	
元本等	
元本	2,467,870,529
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	177,786,157
元本等合計	2,645,656,686
純資産合計	2,645,656,686
負債純資産合計	2,653,084,383

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 2年10月26日現在]
1. 期首	令和 2年 4月28日
期首元本額	2,494,732,828円
期中追加設定元本額	89,522,267円
期中一部解約元本額	116,384,566円
元本の内訳※	
外国債券アクティブファンドセレクション（ラップ専用）	62,620,741円
三菱ＵＦＪ バランスインカム・グローバル（毎月決算型）	2,405,249,788円
合計	2,467,870,529円
2. 受益権の総数	2,467,870,529口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 4月28日 至 令和 2年10月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 令和 2年 4月28日 至 令和 2年10月26日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。
	また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 2年10月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 2年10月26日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	453,719
合計	453,719

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 2年10月26日現在]
1口当たり純資産額	1.0720円
(1万口当たり純資産額)	(10,720円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
カナダドル	国債証券	0.25 CAN GOVT 220801	1,000,000.00	992,220.00	
		0.5 CAN GOVT 220301	4,000,000.00	4,019,960.00	
		1.75 CAN GOVT 230301	4,700,000.00	4,870,892.00	
カナダドル合計			9,700,000.00	9,883,072.00 (787,186,684)	
オーストラリアドル	国債証券	5.5 AUST GOVT 230421	3,250,000.00	3,682,699.80	
		5.75 AUST GOVT 220715	3,000,000.00	3,290,020.20	
オーストラリアドル合計			6,250,000.00	6,972,720.00 (520,513,548)	
シンガポールドル	国債証券	1.75 SINGAPORG0VT 230201	6,800,000.00	7,031,200.00	
		3.125SINGAPORG0VT 220901	6,130,000.00	6,457,342.00	
			12,930,000.00	13,488,542.00	

シンガポールドル合計				(1,040,506,129)	
ノルウェークローネ	国債証券	2 NORWE GOVT 230524	22,000,000.00	23,009,910.00	
ノルウェークローネ合計			22,000,000.00	23,009,910.00 (260,242,082)	
合計				2,608,448,443 (2,608,448,443)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。
(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
カナダドル	国債証券	3銘柄	100.00%	30.18%
オーストラリアドル	国債証券	2銘柄	100.00%	19.95%
シンガポールドル	国債証券	2銘柄	100.00%	39.89%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	100.00%	9.98%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

好配当海外株マザーファンド

貸借対照表

		(単位：円)
		[令和 2年10月26日現在]
資産の部		
流動資産		
預金		29,426,679
コール・ローン		90,096,415
株式		1,980,800,728
未収配当金		3,351,392
流動資産合計		2,103,675,214
資産合計		2,103,675,214
負債の部		
流動負債		
未払解約金		681

[令和 2年10月26日現在]	
未払利息	33
流動負債合計	714
負債合計	714
純資産の部	
元本等	
元本	1,634,158,689
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	469,515,811
元本等合計	2,103,674,500
純資産合計	2,103,674,500
負債純資産合計	2,103,675,214

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 2年10月26日現在]
1. 期首	令和 2年 4月28日
期首元本額	1,860,805,303円
期中追加設定元本額	201,427,138円
期中一部解約元本額	428,073,752円
元本の内訳※	
海外株式セレクション（ラップ向け）	659,392,023円
三菱ＵＦＪ バランスインカム・グローバル（毎月決算型）	866,117,845円
好配当海外株ファンド（ラップ向け）	27,208,553円
アドバンスト・バランスⅠ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	14,025,063円
アドバンスト・バランスⅡ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	67,415,205円
合計	1,634,158,689円
2. 受益権の総数	1,634,158,689口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 4月28日 至 令和 2年10月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 2年10月26日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 2年10月26日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△232,711,078
合計	△232,711,078

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 2年10月26日現在]
1口当たり純資産額	1.2873円
(1万口当たり純資産額)	(12,873円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	CHEVRON CORP	2,453	72.57	178,014.21	
	EXXON MOBIL CORP	5,386	34.16	183,985.76	
	3M CO	1,207	169.80	204,948.60	
	EATON CORP PLC	2,034	109.81	223,353.54	
	NIELSEN HOLDINGS PLC	11,208	14.18	158,929.44	
	KOHL'S CORP	9,169	23.97	219,780.93	
	COCA-COLA CO/THE	3,516	50.52	177,628.32	
	GENERAL MILLS INC	2,562	61.78	158,280.36	
	KRAFT HEINZ CO/THE	5,397	31.37	169,303.89	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	2,121	74.45	157,908.45	
	KIMBERLY-CLARK CORP	1,139	136.88	155,906.32	
	ABBVIE INC	2,037	84.34	171,800.58	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	7,087	29.13	206,444.31	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	15,419	11.44	176,393.36	

	VERIZON COMMUNICATIONS INC	3,021	57.96	175,097.16	
	ALLIANT ENERGY CORP	3,452	56.67	195,624.84	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	1,974	91.88	181,371.12	
	CENTERPOINT ENERGY INC	9,148	22.23	203,360.04	
	DOMINION ENERGY INC	2,038	81.14	165,363.32	
	EXELON CORP	4,664	42.20	196,820.80	
	PPL CORP	6,210	28.67	178,040.70	
	SOUTHERN CO/THE	2,955	60.85	179,811.75	
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	3,158	72.87	230,123.46	
	QUALCOMM INC	1,947	128.88	250,929.36	
	アメリカドル 小計	109,302		4,499,220.62 (471,068,398)	
カナダドル	TC ENERGY CORP	4,500	55.36	249,120.00	
	BANK OF MONTREAL	3,100	84.09	260,679.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	2,700	102.50	276,750.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	2,600	96.29	250,354.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	3,800	60.53	230,014.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	12,900	19.21	247,809.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	4,800	55.68	267,264.00	
	BCE INC	3,800	56.20	213,560.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,200	33.80	243,360.00	
	EMERA INC	4,100	56.08	229,928.00	
	FORTIS INC	4,200	54.58	229,236.00	
	カナダドル 小計	53,700		2,698,074.00 (214,901,594)	
オーストラリアドル	WOODSIDE PETROLEUM LTD	9,517	18.48	175,874.16	
	ALUMINA LTD	141,197	1.48	209,677.54	
	BHP GROUP LTD	6,731	36.00	242,316.00	
	BORAL LTD	75,588	4.74	358,287.12	
	RIO TINTO LTD	2,444	95.40	233,157.60	
	CIMIC GROUP LTD	9,258	22.43	207,656.94	
	AURIZON HOLDINGS LTD	41,722	4.00	166,888.00	
	CROWN RESORTS LTD	21,840	8.71	190,226.40	
	TABCORP HOLDINGS LTD	65,504	3.46	226,643.84	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	63,489	4.67	296,493.63	
	WESFARMERS LTD	5,175	46.92	242,811.00	
	COCA-COLA AMATIL LTD	23,173	10.75	249,109.75	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	19,902	8.98	178,719.96	
	SONIC HEALTHCARE LTD	7,436	36.40	270,670.40	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	3,452	69.90	241,294.80	
	WESTPAC BANKING CORP	13,010	18.78	244,327.80	
	CHALLENGER LTD	46,715	4.81	224,699.15	

	MACQUARIE GROUP LTD	1,865	136.18	253,975.70	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	36,544	4.84	176,872.96	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	68,322	2.67	182,419.74	
	TELSTRA CORP LTD	64,246	2.73	175,391.58	
	AUSNET SERVICES	106,247	2.03	215,681.41	
	オーストラリアドル 小計	833,377		4,963,195.48 (370,502,542)	
イギリスポンド	BAE SYSTEMS PLC	29,425	4.58	134,766.50	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	29,121	5.41	157,544.61	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	3,310	42.68	141,270.80	
	PERSIMMON PLC	6,518	25.93	169,011.74	
	TAYLOR WIMPEY PLC	125,147	1.19	149,425.51	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	5,277	25.72	135,724.44	
	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	52,185	2.82	147,266.07	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	73,232	1.97	144,559.96	
	NATIONAL GRID PLC	15,311	9.45	144,688.95	
	イギリスポンド 小計	339,526		1,324,258.58 (180,959,934)	
スイスフラン	SWISS RE AG	2,542	67.98	172,805.16	
	SWISS PRIME SITE-REG	2,067	79.60	164,533.20	
	スイスフラン 小計	4,609		337,338.36 (39,043,541)	
香港ドル	NWS HOLDINGS LTD	127,000	7.12	904,240.00	
	MTR CORP	25,000	39.05	976,250.00	
	SANDS CHINA LTD	32,800	29.35	962,680.00	
	WH GROUP LTD	140,000	6.33	886,200.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	34,000	22.05	749,700.00	
	HANG SENG BANK LTD	7,700	121.70	937,090.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	21,000	37.55	788,550.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	31,682	29.05	920,362.10	
	KERRY PROPERTIES LTD	43,500	19.64	854,340.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	10,000	98.00	980,000.00	
	PCCW LTD	219,000	4.85	1,062,150.00	
	CLP HOLDINGS LTD	13,000	73.00	949,000.00	
	香港ドル 小計	704,682		10,970,562.10 (148,212,293)	
シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	50,000	3.68	184,000.00	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	122,900	1.44	176,976.00	
	SATS LTD	62,800	3.15	197,820.00	
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	176,400	1.01	178,164.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	9,400	21.55	202,570.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	20,600	9.06	186,636.00	

	CAPITALAND LTD	67,000	2.71	181,570.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	88,400	2.12	187,408.00	
シンガポールドル 小計		597,500		1,495,144.00 (115,335,408)	
ニュージーランドドル	SPARK NEW ZEALAND LTD	48,078	4.62	222,120.36	
ニュージーランドドル 小計		48,078		222,120.36 (15,557,310)	
スウェーデンクローネ	SKANSKA AB-B SHS	9,416	181.40	1,708,062.40	
スウェーデンクローネ 小計		9,416		1,708,062.40 (20,428,426)	
ノルウェークローネ	MOWI ASA	9,506	164.05	1,559,459.30	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	9,728	191.40	1,861,939.20	
ノルウェークローネ 小計		19,234		3,421,398.50 (38,696,017)	
ユーロ	REPSOL SA	28,639	5.82	166,793.53	
	UPM-KYMMENE OYJ	6,350	25.81	163,893.50	
	ORION OYJ-CLASS B	4,137	38.07	157,495.59	
	BNP PARIBAS	4,900	33.50	164,150.00	
	CREDIT AGRICOLE SA	21,978	7.51	165,186.64	
	KBC GROUP NV	3,429	45.68	156,636.72	
	SOCIETE GENERALE SA	14,450	12.75	184,237.50	
	NATIXIS	82,277	2.10	173,193.08	
	ALLIANZ SE-REG	1,013	163.42	165,544.46	
	HANNOVER RUECK SE	1,149	129.60	148,910.40	
	NN GROUP NV	5,692	32.55	185,274.60	
	SCOR SE	6,579	23.68	155,790.72	
	ELISA OYJ	3,263	44.85	146,345.55	
	ORANGE	17,997	9.51	171,295.44	
	ENAGAS SA	7,216	19.71	142,227.36	
	ENDESA SA	7,681	24.11	185,188.91	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	9,420	16.06	151,332.30	
	TERNA SPA	28,162	5.98	168,408.76	
ユーロ 小計		254,332		2,951,905.06 (366,095,265)	
合 計		2,973,756		1,980,800,728 (1,980,800,728)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入株式 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式	24銘柄	100.00%	23.78%
カナダドル	株式	11銘柄	100.00%	10.85%
オーストラリアドル	株式	22銘柄	100.00%	18.70%
イギリスポンド	株式	9銘柄	100.00%	9.14%
スイスフラン	株式	2銘柄	100.00%	1.97%
香港ドル	株式	12銘柄	100.00%	7.48%
シンガポールドル	株式	8銘柄	100.00%	5.82%
ニュージーランドドル	株式	1銘柄	100.00%	0.79%
スウェーデンクローネ	株式	1銘柄	100.00%	1.03%
ノルウェークローネ	株式	2銘柄	100.00%	1.95%
ユーロ	株式	18銘柄	100.00%	18.48%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ バランスインカム・グローバル（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 2年10月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	3,601,839,971
II 負債総額	6,056,387
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,595,783,584
IV 発行済口数	6,352,834,766口
V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5660
(10,000口当たり)	(5,660)

(参考)

高金利短期債券マザーファンド

純資産額計算書

令和 2年10月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,608,807,652
II 負債総額	5,723,426
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,603,084,226
IV 発行済口数	2,460,389,924口
V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0580
(10,000口当たり)	(10,580)

好配当海外株マザーファンド

純資産額計算書

令和 2年10月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,220,155,229
II 負債総額	222,817,598
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,997,337,631
IV 発行済口数	1,635,981,914口

V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2209
（10,000口当たり）	（12,209）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2020年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年10月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	864	14,495,793
追加型公社債投資信託	16	1,307,687
単位型株式投資信託	71	338,434
単位型公社債投資信託	28	157,319
合 計	979	16,299,233

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度に係る中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
------------------------	-----------------------

(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	53,969,686	※2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	※2	560,483	※2	638,994
金銭の信託	※2	100,000	※2	100,000
その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	617,032	※1	584,048
器具備品	※1	665,247	※1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365
投資その他の資産				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	※1	824,268	※1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		293,258		687,565
未払金				
未払収益分配金		170,281		131,478
未払償還金		448,695		395,400
未払手数料	※2	3,990,054	※2	4,026,078
その他未払金	※2	3,961,765	※2	3,818,195
未払費用	※2	3,803,995	※2	4,402,578
未払消費税等		194,852		629,469
未払法人税等		573,657		617,341

賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784
時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658

営業費用				
支払手数料	※2	28,533,952	※2	27,106,451
広告宣伝費		739,643		696,418
公告費		500		1,000
調査費				
調査費		1,794,755		1,857,271
委託調査費		12,194,996		11,579,175
事務委託費		1,016,816		847,769
営業雑経費				
通信費		170,794		153,731
印刷費		427,442		427,118
協会費		48,375		52,053
諸会費		16,175		15,990
事務機器関連費		1,841,631		1,953,926
営業費用合計		46,785,083		44,690,907
一般管理費				
給料				
役員報酬		349,083		331,987
給料・手当		6,453,717		6,611,427
賞与引当金繰入		901,135		933,517
役員賞与引当金繰入		140,100		124,590
福利厚生費		1,234,293		1,276,950
交際費		13,011		11,871
旅費交通費		200,426		165,891
租税公課		373,201		360,165
不動産賃借料		654,886		647,402
退職給付費用		428,912		422,919
役員退職慰労引当金繰入		51,159		48,183
固定資産減価償却費		1,252,321		1,307,555
諸経費		523,213		427,212
一般管理費合計		12,575,461		12,669,674
営業利益		13,539,012		13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	※2 1,913	※2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	※2 38,388	※2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
営業外費用		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	-
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920

営業外費用合計		157,235		122,122
経常利益		14,076,123		13,753,799
特別利益				
投資有価証券売却益		501,778		174,842
特別利益合計		501,778		174,842
特別損失				
投資有価証券売却損		135,399		75,963
投資有価証券評価損		62,310		163,865
固定資産除却損	※1	4,848	※1	8,832
固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		-
商標使用料		90,000		-
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	※2	4,420,179	※2	4,146,534
法人税等調整額		△100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
					その他利益剰余金		

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							△9,675,175	△9,675,175	△9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△221,989	△221,989	△221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			△9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△1,124,917	△1,124,917	△1,124,917
当期変動額合計	△1,124,917	△1,124,917	△1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	—
器具備品	2,301千円	8,832千円

計	4,848千円	8,832千円
---	---------	---------

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,216,517千円	3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| ③ | 基準日 | 平成30年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ④ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ③ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	9,457,670千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	44,700円
④	基準日	令和2年3月31日
⑤	効力発生日	令和2年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	—
合計	1,351,912千円	675,956千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	—
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	—
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	—
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	—
資産計	86,722,080	86,722,080	—
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	—
負債計	3,990,054	3,990,054	—

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	—
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	—
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	—
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	—
資産計	85,328,625	85,328,625	—

(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	—
負債計	4,026,078	4,026,078	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	—	—	—
未収委託者報酬	9,995,458	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	—	—	—
未収委託者報酬	10,296,453	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）

円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	△561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3. 売却したその他有価証券

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	140,240	58,440	—
債券	—	—	—
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	8,940	—	15,060
債券	—	—	—
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	△15,898	△52,430
退職給付の支払額	△218,947	△162,904
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	△4,606	△164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	△203,077	△140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	△2,666,937	△2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	△ 114,968	△203,136
未認識過去勤務費用	△ 484,766	△419,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	△415,234	△375,031
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円

利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	△48,664	△47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829

評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	△127,144	△114,834
連結納税適用による時価評価	△1,320	△1,260
その他有価証券評価差額金	△497,269	△801
その他	△108	△109
繰延税金負債 合計	△625,842	△117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,298,064 千円 695,834 千円	未払手数料 未払費用	671,568 千円 365,510 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻 (注3)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		51,757,620
有価証券		47,281
前払費用		533,748
未収入金		22,328
未収委託者報酬		11,205,707
未収収益		1,109,882
金銭の信託		200,000
その他		216,914
流動資産合計		65,093,483
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	561,961
器具備品	※1	1,130,570
土地		628,433
有形固定資産合計		2,320,965
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		3,039,396

ソフトウェア仮勘定		2,003,918
無形固定資産合計		5,059,137
投資その他の資産		
投資有価証券		17,150,138
関係会社株式		320,136
投資不動産	※1	817,921
長期差入保証金		552,888
前払年金費用		316,933
繰延税金資産		1,088,156
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		20,267,805
固定資産合計		27,647,907
資産合計		92,741,391

(単位：千円)

第36期中間会計期間

(令和2年9月30日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		326,091
未払金		
未払収益分配金		158,732
未払償還金		133,877
未払手数料		4,401,647
その他未払金		2,173,325
未払費用		4,669,476
未払消費税等	※2	507,145
未払法人税等		523,722
賞与引当金		895,400
役員賞与引当金		76,200
その他		699,988
流動負債合計		14,565,607
固定負債		
長期未払金		21,600
退職給付引当金		1,075,559
役員退職慰労引当金		133,578
時効後支払損引当金		248,354
固定負債合計		1,479,092
負債合計		16,044,700
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		20,902,380
利益剰余金合計		28,242,970
株主資本合計		74,975,814

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,720,876
評価・換算差額等合計	1,720,876
純資産合計	76,696,691
負債純資産合計	92,741,391

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	32,500,161
投資顧問料	1,178,818
その他営業収益	6,615
営業収益合計	33,685,595
営業費用	
支払手数料	12,792,753
広告宣伝費	275,488
公告費	250
調査費	
調査費	1,005,823
委託調査費	5,663,034
事務委託費	344,079
営業雑経費	
通信費	208,539
印刷費	182,427
協会費	26,229
諸会費	8,309
事務機器関連費	917,566
その他営業雑経費	126
営業費用合計	21,424,626
一般管理費	
給料	
役員報酬	171,181
給料・手当	2,786,316
賞与引当金繰入	895,400
役員賞与引当金繰入	76,200
福利厚生費	625,724
交際費	1,235
旅費交通費	10,767
租税公課	186,405
不動産賃借料	327,689
退職給付費用	229,835
役員退職慰労引当金繰入	11,763
固定資産減価償却費	※1 643,956
諸経費	188,448
一般管理費合計	6,154,923
営業利益	6,106,045

(単位：千円)

第36期中間会計期間
（自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日）

営業外収益	
受取配当金	17,539
受取利息	2,089
投資有価証券償還益	24,505
収益分配金等時効完成分	275,165
受取賃貸料	32,904
その他	9,312
営業外収益合計	361,516
営業外費用	
投資有価証券償還損	37,772
時効後支払損引当金繰入	13,892
賃貸関連費用	※1 6,562
その他	2,149
営業外費用合計	60,377
経常利益	6,407,184
特別利益	
投資有価証券売却益	157,075
特別利益合計	157,075
特別損失	
投資有価証券売却損	37,339
特別損失合計	37,339
税引前中間純利益	6,526,919
法人税、住民税及び事業税	1,948,492
法人税等調整額	65,981
法人税等合計	2,014,473
中間純利益	4,512,445

(3)中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当中間期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
中間純利益							4,512,445	4,512,445	4,512,445
株主資本以外の 項目の当中 間 期 変 動 額 (純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△4,945,224	△4,945,224	△4,945,224
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	20,902,380	28,242,970	74,975,814

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当中間期変動額			

剰余金の配当			△9,457,670
中間純利益			4,512,445
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	1,719,061	1,719,061	1,719,061
当中間期変動額合計	1,719,061	1,719,061	△3,226,163
当中間期末残高	1,720,876	1,720,876	76,696,691

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

す。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

※1 減価償却累計額

	第36期中間会計期間 （令和2年9月30日現在）
建物	621,629千円
器具備品	1,475,730千円
投資不動産	148,595千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※1 減価償却実施額

	第36期中間会計期間 （自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）
有形固定資産	83,458千円
無形固定資産	560,498千円
投資不動産	3,204千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	9,457,670千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	44,700円
④	基準日	令和2年3月31日
⑤	効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	337,978千円
1年超	—
合 計	337,978千円

（金融商品関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	51,757,620	51,757,620	—
(2) 有価証券	47,281	47,281	—
(3) 未収委託者報酬	11,205,707	11,205,707	—
(4) 投資有価証券	17,118,778	17,118,778	—
資産計	80,129,387	80,129,387	—
(1) 未払手数料	4,401,647	4,401,647	—
負債計	4,401,647	4,401,647	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、

異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第36期中間会計期間（令和2年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,690,037	11,992,800	2,697,236
	小 計	14,690,037	11,992,800	2,697,236
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,476,022	2,692,895	△216,872
	小 計	2,476,022	2,692,895	△216,872
合 計		17,166,060	14,685,695	2,480,364

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 （令和2年9月30日現在）
1株当たり純資産額	362,493.28円
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	76,696,691
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	76,696,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	21,327.27円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	4,512,445
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	4,512,445
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ②資本金の額：324,279百万円（2020年3月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額 (2020年3月末現在)	③事業の内容
株式会社福井銀行	17,965 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年10月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 6月10日	臨時報告書
2020年 7月22日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年 7月22日	有価証券報告書
2020年 9月10日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年12月2日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ バランスインカム・グローバル（毎月決算型）の令和2年4月28日から令和2年10月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ バランスインカム・グローバル（毎月決算型）の令和2年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。